宇治市排水設備指定工事業者指定申請（新規・継続）の提出書類一覧

※ ○印が必要

		新規		変更 社名 個人→個人		変更 社名 法人→個人		変更 社名 個人→法人		変更 社名 法人→法人		変更 代表者		変更 営業所 所在地		変更 連絡先		変更 責任技術者		継続	
		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
指定工事業者指定申請書(別記様式第１号)		○	○																	○	○
指定工事業者異動届(別記様式第６号)				○		○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民票		○	○									○	○							○	○
経歴書		○	○									○	○							○	○
誓約書		○	○									○	○							○	○
法人	履歴事項全部証明書		○						○		○		○		○						○
	定款の写し		○																		○
営業所・倉庫の写真		○	○											○	○					○	○
責任技術者名簿 (別記様式第２号)		○	○															○	○	○	○
責任者技術者証の写し		○	○															○	○	○	○
雇用関係を証する書類		○	○															○	○	○	○
工事を行うために必要な設備及び器材を有していることを証する書類		○	○																	○	○
周辺地図 付近見取図		○	○											○	○					○	○
営業所の平面図		○	○											○	○					○	○
指定工事業者証				○		○			○		○	○	○	○	○					○	○
新規手数料　¥15,000		○	○																		
継続手数料　¥10,000																				○	○

住民票
履歴事項全部証明書　・・・　①　各種証明書については、申請日前３か月以内のものとすること。

②　複写した各種証明書のみでの提出は不可、ただし原本を持参のうえ当課で複写又は原本と複写の両方を持参し、原本を確認した上で、複写したものを提出する場合は可。

経歴書　・・・ 宇治市所定の様式以外で、他市町村の様式又は任意の様式でも可。

定款の写し　・・・ 現行定款の写し（コピー）を提出すること。（原本証明の記載と押印が必要）

責任技術者証の写し　・・・ 協会登録番号が「ＫＨ」で始まる「みなし合格者」については登録申請市が宇治市のものに限る。

雇用関係を証する書類(①から②のいずれか)　・・・　①　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び労働保険料が納付されていることを証する書類の写し

②　源泉徴収票又は従業員全員の賃金台帳及び所得税が納付されていることを証する書類の写し

※　個人事業主が責任技術者である場合を除く。

その他　・・・　①　連絡先変更の申請の際、ＦＡＸ番号のみが変更となる場合、申請の必要はありません。

②　代表者変更の申請において、代表者が責任技術者資格を有している場合、新たに事業所に着任又は退職等により事業所から離職する場合においては、責任技術者の異動の扱いとなりますので、責任技術者名簿の提出が併せて必要となります。

③　債権者登録の内容変更については、会計室で手続をしてください。

申請書類提出先　：　宇治市上下水道部　営業課　（０７７４－２０－８７６１）